

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2004-58583(P2004-58583A)

【公開日】平成16年2月26日(2004.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-008

【出願番号】特願2002-222993(P2002-222993)

【国際特許分類第7版】

B 3 2 B 15/08

【F I】

B 3 2 B 15/08 1 0 2 B

B 3 2 B 15/08 1 0 3 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フッ素樹脂フィルム層(A)及び金属板(C)が、カルボン酸、カルボン酸塩、カルボン酸無水物、エポキシ基、水酸基及びアミノ基からなる群より選ばれる極性基を有する極性モノマーを1重量%以上含有するエチレン・極性モノマー共重合体100重量部に対し、アミノ基又はエポキシ基を含有するカップリング剤0.01~5重量部を配合したエチレン共重合体組成物層(B)を介して積層されてなる積層体。

【請求項2】

フィルム層(A)のフッ素樹脂が、テトラフルオロエチレン・エチレン共重合体、テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体、テトラフルオロエチレン・パーカルオロアルキルビニルエーテル共重合体、ポリクロロトリフルオロエチレン、クロロトリフルオロエチレン・エチレン共重合体、ポリフッ化ビニル及びポリフッ化ビニリデンから選ばれるフッ素樹脂である請求項1に記載の積層体。

【請求項3】

エチレン共重合体組成物層(B)のエチレン・極性モノマー共重合体が、アクリル酸又はメタクリル酸を5~20重量%、不飽和カルボン酸エステル含量が0~20重量%、190、2160g荷重におけるメルトフローレートが0.1~300g/10分のエチレン・(メタ)アクリル酸共重合体である請求項1又は2に記載の積層体。

【請求項4】

エチレン共重合体組成物層(B)中に酸化防止剤、光安定剤及び紫外線吸収剤から選ばれる少なくとも1種の添加剤が配合されていることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載の積層体。

【請求項5】

請求項1~4のいずれかに記載の積層体からなる内外装材料。

【請求項6】

カルボン酸、カルボン酸塩、カルボン酸無水物、エポキシ基、水酸基及びアミノ基からなる群より選ばれる極性基を有する極性モノマーを1重量%以上含有するエチレン・極性モノマー共重合体100重量部に対し、アミノ基又はエポキシ基を含有するカップリング剤0.01~5重量部を配合したエチレン共重合体組成物からなる、フッ素樹脂フィルム

と金属板を接着するための接着剤。